

議案第 36 号

専決処分の承認を求めるについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 18 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

飯能市税条例等の一部を改正する条例

(飯能市税条例の一部改正)

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第36条の9第3項」を加える。

第29条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第36条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第36条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第70条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附

則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15

条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第26項を第24項とし、第27項を第25項とする。

附則第6条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附則第7条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第7条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の

課税標準額)」を加える。

附則第9条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について飯能市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）による改正前の飯能市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第9条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10条中「附則第9条の2第1項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」を加える。

附則第11条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第11条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第11条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回

車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第14条の11に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯能市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、飯能市税条例第33条の7第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、飯能市税条例第33条の9第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、飯能市税条例第34条の改正規定中「第34条第4項」を「第34条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、飯能市税条例附則第1条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第1条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）

第29条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の飯能市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者

が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第29条の3の2 省略 2~3 省略 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が <u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第29条の3の2 省略 2~3 省略 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が <u>所得税法第198条第2項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
5 省略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第29条の3の3 省略 2~3 省略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が <u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え	5 省略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第29条の3の3 省略 2~3 省略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が <u>所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え

て、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	て、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
(5) 省略 (特別徴収税額)	(5) 省略 (特別徴収税額)
第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額	(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額
(2) 省略	(2) 省略
2 省略 (退職所得申告書)	2 省略 (退職所得申告書)
第36条の9 省略	第36条の9 省略
2 省略	2 省略
3 第1項の退職手当等の支払を受け る者は、退職所得申告書の提出の際 に経由すべき退職手当等の支払をす る者が令第48条の18において準	

用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 省略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) 省略
- 附 則
- (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略	2 省略
3 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第16項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。	3 <u>法附則第15条第8項</u> に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
4 <u>法附則第15条第23項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 <u>法附則第15条第19項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第19項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。
5 <u>法附則第15条第24項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 <u>法附則第15条第26項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
6 <u>法附則第15条第24項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	6 <u>法附則第15条第27項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 <u>法附則第15条第24項第3号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 <u>法附則第15条第27項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8 <u>法附則第15条第25項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 <u>法附則第15条第27項第3号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
9 <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 <u>法附則第15条第28項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
10 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 <u>法附則第15条第28項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	11 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 <u>法附則第15条第27項第1号</u>	12 <u>法附則第15条第30項第1号</u>

口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>12 法附則第15条第27項第1号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>13 法附則第15条第30項第1号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>13 法附則第15条第27項第1号</u> ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>14 法附則第15条第30項第1号</u> ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>14 法附則第15条第27項第2号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>15 法附則第15条第30項第2号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
<u>15 法附則第15条第27項第2号</u> 口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>16 法附則第15条第30項第2号</u> 口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
<u>16 法附則第15条第27項第2号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>17 法附則第15条第30項第2号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
<u>17 法附則第15条第27項第3号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>18 法附則第15条第30項第3号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>18 法附則第15条第27項第3号</u> 口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>19 法附則第15条第30項第3号</u> 口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>19 法附則第15条第27項第3号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>20 法附則第15条第30項第3号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

<u>20</u> 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>21</u> 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>21</u> 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	<u>22</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
<u>22</u> 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>23</u> 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>23</u> 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>24</u> 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。
<u>24</u> 省略	<u>25</u> 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>25</u> 省略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	<u>26</u> 省略
第6条の4 省略	<u>27</u> 省略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>令和3年度分及び令和4年度分</u> の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。	2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>令和元年度分及び令和2年度分</u> の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。
3～4 省略 (土地に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u> の固定資産税の特例に関する用語の意義)	3～4 省略 (土地に対して課する <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u> の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	第7条 次条から附則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

<p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地</u>又は<u>令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固</u></p>	<p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第7条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地</u>又は<u>令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固</u></p>
--	---

定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定

固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該

資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の

定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（令和3年度から令和5年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第8条の2 地方税法等の一部を改正

固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第8条の2 地方税法等の一部を改正

する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平

する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平

<p>成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第9条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table> <p>2～3 省略</p> <p>4 令和2年度分の固定資産税について <u>飯能市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）による改正前の飯能市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分</u></p>	省略	<p>成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第9条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table> <p>2～3 省略</p>	省略
省略			
省略			

の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第9条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第9条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資

第9条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資

整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第10条 附則第8条、附則第9条、附則第9条の2又は附則第9条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第47条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、附則第9条又は附則第9条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第

産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第10条 附則第8条、附則第9条、附則第9条の2又は附則第9条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第47条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、附則第9条又は附則第9条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第

9条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第9条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第9条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものと

9条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第9条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第9条の2第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものと

した場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3の2 省略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を

した場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3の2 省略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項に

同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

おいて準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定

た場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 省略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

5 省略

を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判

<p>断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 省略 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第14条の11 省略</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用について <u>は、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 省略 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第14条の11 省略</p>
---	---

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>第33条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は</p>	<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>第33条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は</p>

第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13

第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13

項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の9第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第34条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の9第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第34条第4項から第6項までを削る。

省略

附則第1条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第1条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

省略

附則第1条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対し課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第十四条 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三(新法附則第二十一条の第二項において準用する場合を含む。)及び第二十五条の三(新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第四号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和三年度の宅地等」という。)、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和四年度に係る賦課期日」という。)又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和五年度の宅地等」という。)のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。)が令和三年度の宅地等に該当するもの(以下この項において「令和三年度、令和五年度の宅地等」という。)又は令和四年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。)においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和四年度の宅地等」という。)又は令和五年度に係る賦課期日において新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

4 第一項の場合には、令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。)、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分(以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。)のうちいすれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ同一の宅地等とみなす。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは、「附則第二十一条の二第二項の規定により読み替えた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十五条 新法の規定中軽自動車税の環境性能割に該する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中軽自動車税の種別割に該する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十六条 四年新法第七百一条の三十四第三項(第十六号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条规定に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業及び令和四年前の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税について適用する部分は、令和四年一月一日以後に整備された旧法附則第十五条第四十一条号に規定する都市計画税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿(新法第七百四十八条第一項に規定する都市計画税については、なお従前の例による。以下この条において同じ。)について適用する。

2 新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類(同項に規定する地方税関係帳簿をいう。)をいう。以下この条において同じ。)について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

3 新法第七百四十八条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

4 新法第七百四十九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる地方税関係帳簿又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録(同項第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。)について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

5 新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和四年一月一日以後に微する同項第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同項第二項に規定する書類について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

6 新法第七百五十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に提供を受ける同項第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

7 新法第七百五六十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

8 新法第七百五六十条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第七百四十四条の四十八第三項の申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

9 新法第七百五六十条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

- 3 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新法附則第三十五条の二の三第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 6 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。
- 7 新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。
- 8 新法第二百九十二条第一項第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- （固定資産税に関する経過措置）
- 第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十五条第九項の規定は、同項に規定する国際船舶に対して課する同号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第九項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二十三」とあるのは、「第三十九条の二十二」とする。
- 5 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十一項に規定する機械装置等（以下この項に

- おいて「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第四十一項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行なう者が適用期間内に取得をした同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十一条に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行なう者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 新法附則第六十四条の規定は、令和三年四月一日以後に同条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和三年四月一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に對して課する附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十一条第二項」と「第二条第十四項」とあるのは「第三十六条第一項」とする。
- 第十三条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定するリース取引（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行なう者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

- 八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第四号の三並びに第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三の改正規定並びに同法附則第八条第十五項の改正規定並びに同条第十七項を同条及び第二十一項とし、同条第十六項の次に四項を加える改正規定並びに附則第三条第七項及び第八項並びに第十条第六項及び第七項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第号)の施行の日
- 九 第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定(令和二年度)を「令和五年度」に改める部分及び同項を同条第九項とする部分を除く)並びに附則第十二条第三項及び第四項の規定 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 十 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定(第四十六項に係る部分に限る) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)の施行の日
- 十一 第一条中地方税法附則第十条第五項の改正規定及び附則第八条第二項の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
- (賦課決定の期間制限の特例に関する経過措置)
- 第一条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第十七条の六第三項(第二号に係る部分に限る)の規定は、令和四年一月一日以後に同号に定める日が到来する場合について適用する。
- (道府県民税に関する経過措置)
- 第三条 新法第四十五条の三の二第四項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という)第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新法第四十五条の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第四十五条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第四十五条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新法第五十条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二に規定する退職手当等(以下この項において「退職手当等」という)について提出する新法第五十条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第五十条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新法第七十七条の五十一第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)以下この項において「所得税法等改正法」という)第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)以下「新租税特別措置法」という)第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
- 5 新法附則第三十五条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連続事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

- 7 新法第二十三條第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る)以下この項において同じ)並びに附則第八条第十七項(同号の規定に係る部分に限る)及び第十九項(同号の規定に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。
- 8 新法第二十三條第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る)以下この項において同じ)並びに附則第八条第十八項(同号の規定に係る部分に限る)及び第二十項(同号の規定に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。
- 第四条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
- (事業税に関する経過措置)
- 第五条 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 第六条 次項に定めるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法(同項及び附則第十六条において「四年新法」という)の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 第七条 第三条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第四条新法附則第九条第二十二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
- 第七条第三条の規定による改正前の地方税法の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税については、なおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- (不動産取得税に関する経過措置)
- 第八条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 2 新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対する課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (自動車税に関する経過措置)
- 第九条 新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- (市町村民税に関する経過措置)
- 第十条 新法第三百七十七条の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第三百七十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧法第三百七十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新法第三百七十七条の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第三百七十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧法第三百七十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)

第二百三十二条の四 指定納付受託者が第二百三十二条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正す

及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る）」を加える。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第八条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）

2 令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第二十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三条第一項においては、当該調査決定額の九分の二に相当する額と航空機燃料税法の規定による航空機燃料税の収入額から当該調査決定した額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の二に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額））」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額を表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）を加算した額）」と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額から当該調査決定額の九分の二に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定（地方税関係帳簿）を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る）、同法第十七条の六第三項第二号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定 令和四年一月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定（第十三条の三）を「第十三条の四」に改める部分に限る）及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に「一条を加える改正規定並びに附則第十一条第二項から第五项まで及び第二十四条から第二十八条までの規定 令和四年一月四日

三 第二条中地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第二項及び第三項、第七十二条の四十一第一項第二号、第七十二条の四十八第二項第二号及び第九項並びに第七百一条の三十四第三項第十六号の改正規定、同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに第三条並びに附則第六条、第七条及び第十六条の規定 令和四年四月一日

四 第二条中地方税法附則第六十四条を削る改正規定、同法附則第六十四条の二の改正規定、同条を同法附則第六十四条とする改正規定、同法附則第六十四条の三の改正規定、同条を同法附則第六十四条の二とする改正規定並びに附則第六十五条第一項及び第七十三条の改正規定並びに附則第十三条の規定 令和五年四月一日

五 第二条（前二号に掲げる改正規定を除く）並びに附則第四条及び第十二条の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第三百四十九条の三第十八項の改正規定及び同法附則第十二条に二項を加える改正規定（第十八項に係る部分に限る）日本国有鉄道清算事業團の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十二条第十五項の改正規定（「第一条第十一項第七号」を「第二条第七号」に改める部分に限る）、同法附則第六十四条の改正規定、同法附則第六十五条の改正規定（同条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に改める部分を除く）並びに同法附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条、第七十二条第二項及び第七十三条から第七十五条までの改正規定並びに附則第十二条第九項及び第十項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

附則第三十条第一項中「第二条第六項」を「第二条第十七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に「同条第一項第三号イ(1)」を「同号イ(1)」に、「同条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(3)」に「次項第一号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の三項を加える。

6 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第四百六十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 第五項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、空素酸化物の排出量が平成三十一年ガソリン軽中量車基準に定める空素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は空素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める空素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は空素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める空素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

9 三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、空素酸化物の排出量が平成三十一年ガソリン軽中量車基準に定める空素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は空素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める空素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

八項】に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十一年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、平成三十二年分を「令和四年分」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十五条の二の三第一項中「同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）及び「特定保有株式」を削り、同条第五項中「特定保有株式」を削る。

附則第四十一条第三項中「附則第十五條第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改める。

附則第四十八条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の震災特例法」に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」以下この条において「旧震災特例法」といいう。に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「旧震災特例法第十五条第一項」に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」を「旧震災特例法第十五条」に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」以下この条において「旧震災特例法」といいう。に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「旧震災特例法第二十三条第一項」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第五十二条第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「第二十項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十项」を「第二十三項」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「第二十項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十项」を「第二十三項」に改める。

附則第六十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得割につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合には、附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合には、附則第五条の四の二第五項及び第三項並びに第四十五条第三項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十二条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得割につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合には、附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第六条の二第一項の規定の適用については、附則第五条の四の二第五項及び第三項並びに第四十五条第三項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十三条第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

附則第六十四条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）」の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「生産性向上特別措置法第四十一条第二項」を「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」に、「第三十六条第一項」を「第二条第十四項」に、「及び構築物（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。並びに構築物（以下この条において「特例対象資産」という。）に「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に、「機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの）（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四中「附則第十五条から第六十三条まで」とあるのは「附則第十五条から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三」第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。」を削り、「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」と、「令和元年度又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第二項中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に、「令和元年度又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第三項及び第四項中「令和元年度又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第六項中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第七項に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和三年度分又は令和四年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

附則第十六条の二の次に次の二項を加える。

4

10 市町村は、平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）その他政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合には、当該取得され、又は改築された日（当該家屋が令和三年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらに係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内外に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の二まで）とあるのは、附則第十五条から第十五条の三の二までとあるのは、附則第十五条から第十五条の二第一項と

2 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するものとあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定める住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に對して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供された土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納稅義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有しているものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納稅義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納稅義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る専有部分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合は、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋の敷地の用に供された土地で平成三十年度分の固定資産税に係る納稅義務者が（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋の敷地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に對して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納稅義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納稅義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）全員の合意により前

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数值以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年石油ガス軽中量車基準又は平成二十一

年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数值以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

七 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する

第一百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令

和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準工

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令

和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準工

ネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六 項）に改める。

附則第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七

項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「令

和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項

中「平成二十四年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）」を賦課期日とする年度に、「令和二年度」を「令

五年度」に改め、「三分の一」の下に「（当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものについては、六分の一）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第二十二

項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「令和三年三月三十一日」は「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「軌道法」を又

は「軌道法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を第十四項とし、第十八項を第十五項とし、同条第十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、第十八項若しくは第二十八項に改める。

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第四

四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項からの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項中「第二条第一項、第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第一条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

二 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同項を同条第十九項中「第二条第一項、第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改める。

附則第十五条の八第一項からの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項中「第二条第一項、第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第一条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

二 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同項を同条第十九項中「第二条第一項、第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改める。

附則第十五条の八第一項からの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項中「第二条第一項、第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第一条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

第四百四十六条第一項第三号口中「第二項」を「第二項第二号」に改め、同号口(2)中「次項」を「以下この条に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	第三号イ(3)
令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十二条において「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」といふ)に百分の七十五	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十二条において「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」といふ)に百分の七十五
平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十二条において「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」といふ)に百分の七十五	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十二条において「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」といふ)に百分の七十五

第四百四十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項(第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和二年度基準工エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車(第四百五十一条第五項において「令和二年度基準工エネルギー消費効率等算定額自働車」という。)について適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「又は第三項」を加え、同項第一号口中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の七十五」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の九」と読み替えるものとす

る。)について適用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「又は第三項」を加え、同項第一号口中「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」という。)に百分の七十五」とあるのは、「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

八 エネルギー消費効率が令和二年度基準工エネルギー消費効率以上であること。

第四百五十一条第一項第二号口中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、「乗用車又は車両総重量が一・五ト以下のトラックに限る」であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」を削り、「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項各号を次のように改める。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が令和十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準工エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

第四百五十二条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

第一項第一号口	第一項第一号ハ
第一項第二号口	令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十一
第二項第一号口	令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五
第二項第二号口	平成二十七年度基準工エネルギー消費効率に百分の百十五
	平成二十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の百五十

5 第四百五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準工エネルギー消費効率等算定額自動車について適用する。この場合において、第一項第一号口中「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十一」とあるのは「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号口中「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の八十」と読み替えるものとする。

第七章の章名中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第四百五十一条第一項第二号口中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の中欄に掲げる」を「に」に、「であつて、それぞれ該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは」を「に」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

二 第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

一 第七十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿



地方税法等の一部を改正する法律を「に」として公布する。

御名御璽

令和3年3月31日

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節中第十三条の三の次に次の二条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、

又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の規定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金にから徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「所得税法第二百三十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二十二条第一項、第一百二十五条第二項又は第一百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十一の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「第六十六条の七」を「第四十二条の十一の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く)、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を

「第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く)」の規定のに改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第二百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。)」を削る。

第四十五条の三の三第四項中「所得税法第二百三條の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じてることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

(抜粋)

内閣総理大臣 菅 義偉

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じてことその他の政令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者が受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第一百四十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

第一百四十九条第一項第四号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第一百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

和二年度基準エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この条及び第一百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」に改め、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率」を「令和二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(2)中「又はトランク」を削り、同号ハ(2)中「又はトランク」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホ(2)を同号ホ(2)とし、同号ハ(2)の次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令に定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。